

二本松税務署からのお知らせ

すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!

書かない✕確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」なら、金額等を入力するだけで自動計算で申告書が完成し、送信することができます。

ぜひ、スマートフォンやマイナンバーカードを利用して確定申告をしてみましょう！



【注意】

医療費控除の際は、「医療費控除の明細書」の送信又は添付が必要です

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の送信又は添付が必要です。

領収書の添付では医療費控除を受けることはできませんのでご注意ください。

申告書作成会場で医療費控除の確定申告書を作成する方は、あらかじめご自宅等で「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場願います。

裏面をご覧ください！

医療費控除 明細書 書き方

令和6年分 申告と納税

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和7年

3月17日(月)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)

令和7年

3月31日(月)まで

○ ご相談が必要な方は、申告書作成会場へ

開設場所：二本松福祉センター 3階 第3会議室(二本松市亀谷1丁目5番地1)

開設期間：令和7年2月17日(月)～3月17日(月)《土、日、祝日を除く》

開設時間：午前9時～午後4時



※1 スマホ(又はパソコン)とマイナンバーカードを利用して、自宅からe-Taxで24時間申告することができますので、是非ご利用ください。

※2 申告書作成会場の混雑緩和のため、入場される際は「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、当日会場で配付するもの(配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。)と、LINEから事前に発行するもの(事前発行可能期間が設けられています。)があります。

※3 申告書作成会場では、スマホとマイナンバーカード(「数字4桁」及び「英数字6～16文字」の2種類のパスワードが必要です。)を使用し、ご自身で申告書を作成、e-Taxにより送信(提出)していただきますので、お持ちの方はご持参の上、ご来場ください。

確定申告で困ったらチャットボットで解決！



税務職員ふたば

お問い合わせ先

二本松税務署 Tel 0243-22-1192 (代表)

※ 国税に関する一般的な電話相談の方は、電話相談センター(0570-00-5901(ナビダイヤル))にお問い合わせください。

